

事業名	心身障害児総合援護費			調書番号	
細事業名	心身障害児巡回療育指導費	財務コード	082005	43	
担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 企画推進 担当 (内線)	3204			

I 事業の概要

実施期間	始期 S56 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(直営)
目的	<p>だれ(何)を対象に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回療育相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医が近くいない心身障害児(者)</li> <li>○在宅訪問指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動が困難な重症心身障害児(者)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>その対象をどのような状態にして</p> <p>適切な医療や福祉サービスが受けられる。家庭環境の改善や療育に必要な技術的事項の理解が図られている。</p> <p>結果、何に結びつけるのか</p> <p>在宅の障害児(者)及びその家庭の福祉の向上</p>
内容	<p>本事業では巡回療育指導と在宅訪問指導を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回療育相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的条件により、整形外科医、精神科医等の専門医が近くいない在宅の心身障害児(者)に対し巡回等の方法により、障害に関する各種の相談に応ずるとともに、家庭療育に関する必要な助言・指導を行う。</li> <li>・相談体制 整形外科医、精神科医、児童相談所職員又は障害者相談所職員</li> </ul> </li> <li>○在宅訪問指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の困難な重症心身障害児(者)に対し医師を派遣し診察を行い健康状態を確認する。また、日常生活・家庭環境の改善に関することや療育に必要な技術的事項に関することについて指導を行う。</li> <li>・訪問体制 整形外科医、小児神経科医、児童相談所職員</li> </ul> </li> </ul>

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活動指標	巡回療育相談及び在宅訪問指導	目標	48	38	27	23	17	17	12
		実績(見込)	38	36	25	17	14	15	
		達成率	79.2	94.7	92.6	73.9	82.4	88.2	
		達成区分	c	b	b	c	b	b	
成果指標		目標							
		実績(見込)							
		達成率							
		達成区分							
決算(予算) 単位:千円		66	68	58	54	54	191	164	

III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価
成果指標	b	

○巡回療育相談  
 ・地理的条件によりの専門医が近くいない在宅の心身障害児(者)に対し巡回等の方法により、障害に関する各種の相談に応じるとともに、家庭療育に関する必要な助言・指導を行うものである。  
 ・当該事業により在宅の心身障害児(者)が適切な医療や福祉サービスを受けることができ、意図した成果をほぼ挙げている。  
 ○在宅訪問指導  
 ・移動の困難な重症心身障害児(者)に対し医師を派遣し診察を行い健康状態を確認し、また、日常生活・家庭環境の改善に関することや療育に必要な技術的事項に関することについて指導を行うものである。  
 ・当該事業により日常生活や家庭環境が改善されるとともに、適切な療育が行われており、意図した成果をほぼ挙げている。

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

関係与の必要性	判定	<input type="checkbox"/> 必要性が高い <input checked="" type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input checked="" type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実施根拠)
有効性(成果向上)在宅	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	ニーズが低くなってきている在宅訪問指導を廃止することにより効果的な事業執行が可能となる。
見直しの余地在宅	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 (関東ブロック(山梨県、政令市を含む)14団体の状況、重度心身障害児助成制度)
その他	説明	平成29年度における関東ブロック(山梨県、政令市を含む)14団体における在宅訪問指導の実施状況は、東京都・山梨県・横浜市・相模原市の4団体のみが実施しているだけである。 本県では県単独事業として24時間365日、必要な医療を受けることに対し助成する重度心身障害(児)者医療費助成制度を導入している。
見直しの必要性	有	現在、重症心身障害児・者に係る個別サービス支援の実施主体は市町村に移行し、児童相談所が対応するほとんどの重症心身障害児は既に主治医や障害福祉サービス事業所の定期的な支援を受けており、県が年1回実施している在宅訪問指導へのニーズは低くなってきている。医師の同行をしなくても、児童相談所が担っている障害相談(重度心身障害)において職員のみによる家庭訪問による相談を実施していること、また県単独事業として24時間365日、必要な医療を受けることに対し自己負担分の全額を助成する重度心身障害(児)者医療費助成制度を導入していることも考慮して、事業の必要性、実施方法の見直しを検討していくこととする。

V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

一部廃止	説明	巡回療育相談は引き続き実施するが、在宅訪問指導は重症心身障害児・者に係る個別サービス支援の実施主体が市町村に移行し、児童相談所が直接対応する重症心身障害児も5人に限られ、その多くは主治医や障害福祉サービス事業所の定期的な支援を受けていること、障害相談(重度心身障害)における職員の家庭訪問による相談があること、県単独事業として手厚い重度心身障害(児)者医療費助成制度を導入し、既に中学生までの障害児については窓口無料化となっていることから、廃止する。
------	----	---

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。